

往來手形考

五島敏芳

はじめに

一 先行研究の指摘

1 関所手形との比較

2 関所手形の位置

二 往來手形の内容と周辺

1 数量的検討

2 発行・利用・その後

三 往來手形の成立と幕府法令における位置

1 往來手形の成立

2 「国所書付」「在所書付」と「懺成書付」

3 「往來手形」の登場

4 旧里婦郷令との関わり

おわりに

はじめに

「往來手形」とは、近世の庶民の旅に際して携行された身許証明書であり、「関所手形」と同種の通行手形として、一般に知られている。¹ 改めてこの見解に異論をさしはさむ余地はないように思える。しかし、この見解の基とな

っているであろう関所に関する先行研究のいくつかは、さらに往来手形を次のように評価していた。

例えば、東海道新居関所の研究を行なった近藤恒次氏は、まず「如何にも簡略であつた往来手形を関所通行手形としてみると、どの程度に信頼されていたであろうか」と疑問を呈する。そして、「この手形に対する世人の信用はそれほど厚いものではなかつた」（中略）：「手形発行者が寺院・村役人などであり、発行手続きも、女手形に比して著しく簡単であつたことは、却つてこれを軽視せしめる結果となつた」「遠隔の地においては、なおさらそのような感じが強かつた」（中略）：「偽の往来手形が使用されたことも亦あり得べきことと頷かれる」と結論する。⁽²⁾ また、山道碓氷関所を研究した五十嵐富夫氏は、「前記往来手形の場合は、川崎助左衛門なる人物は大頂寺とは縁のない者であるといっていることなどから、往来手形が関所手形に比してあまり社会的信用のなかつた原因でもあつた」と述べる。⁽³⁾

いずれも否定的な評価を下している。これらの評価は、おそらく「往来手形を関所通行手形としてみる」限りは必然的に導かれる妥当なものかもしれない。しかし、何故かくも「信用のない」往来手形が、いわゆる関所手形とは別に存在しえたのだろうか。本稿では、この問いへの解答に努め、往来手形の位置づけなおしを行なう。

一 先行研究の指摘

先行研究の再検討の前に、ごくありふれた内容ながら次の往来手形を掲げておく。⁽⁴⁾

【史料一】

「往来証文之事」

一、此角右衛門と申者、当所出生之者ニ御座候、此者段々老年ニ罷成り家業難成、此度坂東順礼之望有之、拙者方江相願申二付、則願之通差出シ候、仍而此度順行可致候間、国々所々御関所無御疑御通シ被為成可被下候、

一、此者行暮候節者、一宿被仰付可被下候、自然頓死・病死之儀御座候ハ、其所之以御憐愍山下路之傍無妨所江、御埋可被下候、尤此方江不及御届ニ候、為後日往来証文如件

安房国安房郡相浜村

明和五戊子年六月二日

名主 嘉右衛門

諸国

御関所様

村々

御名主衆中

右は、差出の肩書にある安房の相浜村の名主日記中に記された往来手形の控である。説明するまでもないが、およそ次のような内容である。①標題があり、②手形の対象者が「角右衛門」なる人物で、③「当所」相浜村生まれ、と④年老いて家業ができないため坂東順礼に出たい、という出村理由が記され、⑤それにより各所の関所の円滑通行を願う。また、⑥移動中に日が暮れた際には一夜の宿を提供してもらえるように願う、⑦手形対象者の病死等実際にの埋葬を願う、その時に出身村への連絡を不要とする旨を記す。そして、⑧明和五（一七六八）年六月二日の年代記載の下に、⑨名主が署名し、⑩諸国の関所と村々の名主衆へ宛てている。

このような往来手形を前に、先学はどのような点を指摘してきたのか。

1 関所手形との比較

既に、先学が関所通行手形の視点から往来手形を捉えてきたことを述べた。具体的には、専ら関所手形と比較し相違点を挙げる作業を行なっている。

近藤氏は、「関所手形とは異り、関所に差出したものでなく、関所役人の検閲を受けるのみで事足りたので、常に身につけていることができ、関所の通行手形であるとともに、事ある際の身許証明書ともなっていた」という。⁵⁾

五十嵐氏によれば、「関所手形には、有効期限について二カ月という制限が存在したが、往来手形にはこの制限がなかった」「関所手形は提出する関所名を記載したが、往来手形は「国々御関所御役人衆中、宿々村々御役人」と、その宛書が抽象的に記載された」「関所手形は旅の目的地を記載するが、往来手形には、この点が欠けていた」「関所手形は通行する関所へ提出したが、往来手形は関所役人に提示するのみで、携帯して旅を続けた」「往来手形には旅の途中において死亡した際は、死亡した村の慣習によって埋葬して欲しい旨を記載するのが定式であったが、関所手形の有効期間が二カ月という短期間であったから、このような記載を必要としなかった」といった相違点がある。⁶⁾

それぞれ確かに重要な指摘であり、同時に関所手形の特徴をも示している。しかし、関所手形に明確な有効期限・宛先などの特徴に改めて注意すると、果たして関所手形との比較は妥当なのか、との疑問が生じてくるのである。

2 関所手形の位置

関所手形は関所通行に当然必要となるが、人鉄砲に出女の取り締まりを課題とする関所としては、女性の場合のみ特に留守居や諸奉行などの発行する関所手形が必要であった。つまり、百姓・町人の男などは本来関所改の対象

ではなく、本来の関所手形は必要ないのである。この点は意外に見落されがちのように思う。

しかし現実には百姓・町人ら庶民の男の「関所手形」は存在していた。「東海道中膝栗毛」の中の弥治・喜多の旅支度の場面は、近世後期の庶民にとつて一般的な光景であつたと考えられようが、彼らが「大屋へ古借をすましたかわり」に受取つた「御関所の手形」とは何か⁽⁷⁾。おそらく次に掲げる文面と似ていたに違いない⁽⁸⁾。

【史料二】

「 差上申手形之事

一、此者共五人、伊勢參宮仕候、箱根 御関所無相違御通被為成可被下、為後日請負手形差上申候、依而如件

酒井備中守知行所

房州安房郡相浜村

明和五戊子年六月二日

名主 嘉右衛門

相州箱根

御関所

御奉行衆中様

史料一に同じく安房相浜村の名主日記が出典である。関所の円滑通行を願う簡潔な文面は時期的にも地域的にもさほど変化がないようである⁽⁹⁾。なお、関所通行者当人たちについて多くは語られていない点に注意しておく。

関所手形が町人・百姓ら庶民の男に必要なものは、各関所の要請による。いくつかの関所の状況を瞥見しよう。東海道箱根関所では、宝永二（一七〇五）年の規定によれば、町人・百姓の男は、江戸から出る上りなら大屋・名主・所縁者の証文で、逆に下りなら検閲なく通関できた⁽¹⁰⁾。中山道碓氷関所では、正徳元（一七一）年の規定で、町

人・百姓は町・村の名主・庄屋の手形で通すとあり、實際は仮に手形を持参せずとも手形失念の事情を述べて再三再四関所に願出て、不審な点がなければ通された。⁽¹¹⁾ また、五街道以外の小さい関所の例として碓氷関所南方の南牧関所の場合を見れば、元禄二(一六八九)年の規定では、特に男改についての規定はなく、明和六(一七六九)年の規定では、上州側から出る旅人は主人あるいは所の名主・地主の手形で、信州から入る男は改めるだけで通していた。⁽¹²⁾

念のため百姓の女改めについても少しふれておこう。まず碓氷関所では、信州一国からの入女については、正徳元年規定に内藤大和守発行の関所手形、明和二(一七六五)年規定に松平丹波守発行の関所手形で通すとあり、妙義・榛名参詣や秩父順礼の場合は往路に提出した関所手形を帰路に確認するだけで往復できた。⁽¹³⁾ 次に南牧関所では、元禄二年規定に「女人ハ手形無之者一切不可通」とあるが、明和六年時は信州佐久郡からの入女で南牧一七ヶ村への奉公人・縁付きの場合のみ所の名主・組頭・五人組加印手形で、砥沢村への入女は関所元のため無手形で通したとある。⁽¹⁴⁾

おそらく多くの関所において庶民の男については比較的簡略な改め方をしている。名主発行の庶民の男の関所手形の成立は関所制度成立とパラレルではあるまい。また、先行研究はしばしば女改・女手形において関所通行者当人の身体的特徴に注意が向けられていたことを述べるが、史料二では先述の通り通行者当人の情報は多くなく、まして身体的特徴まで記されない。発行者の署名ないし押印のある手形そのものが通行者についての信用の源泉であることは、関所手形全体の属性といえる。関所手形の基本的な目的が関所改にあることまた然りであるが、女手形と庶民の男の関所手形とではその機能に微妙なズレが存在している。女手形の場合は、関所の本来的課題に対応した内容を持つのに比べ、庶民の男の関所手形は、近世において移動する者の基本的な条件として注意が促された「懺成者」であることの証明に連動しているようである。⁽¹⁵⁾ それは関所通行可能な当該手形の発行者の範疇を見れば明らかであろう。

往来手形と関所手形の比較への疑問は、われわれに関所手形の位置の確認を求めることになったが、ひとまずは関

所手形の位置を確かめえただろう。続いて往来手形の内容自体の検討に移りたい。

二 往来手形の内容と周辺

往来手形そのものについては既に一例を眺めているが、ここでは不十分な量ながら数量的に内容の検討を進めたい。史料一からは、往来手形の内容をそれぞれ①標題、②手形主、③手形主の説明あるいは宗旨、④出村理由・目的、⑤関所の円滑通行願、⑥日没時の一宿願、⑦死亡時対処願、⑧年代、⑨差出、⑩宛先の各要素に分解できる。¹⁶この要素や先行研究の指摘による諸特徴を基に、原文書・自治体史・研究などから事例を蒐集した(出典一覧表は後掲)。その結果得られた二一〇件の往来手形を素材とする。さらに往来手形の発行過程や利用形態また利用後について手形対象者の周囲も含めて考察していく。

1 数量的検討

最初に別掲の図「往来手形件数」と表「内容の諸特徴の変化」をご覧いただきたい。図は、往来手形二一〇件の年代的な件数の散布状況を見るため、一〇年毎に集計してグラフとしたものである。表は、内容の諸特徴の年代的な変化やその相関関係を見るため、やはり一〇年毎に各特徴に当てはまる件数を集計したものである。

図の方を眺めると、一六九〇年代(元禄期)に初めて事例を確認でき、じよじよに増加して一八四〇年代(天保後(嘉永前期))をピークとし、この後に件数は急減する。一八四〇年代以前の増加のカーブには、およそ一七六〇(七〇年代(宝暦後(安永期))と一七九〇年代(寛政期))に増量の変化する起点を見ることが出来る。近世後期に件数が

図 往来手形件数——10年毎

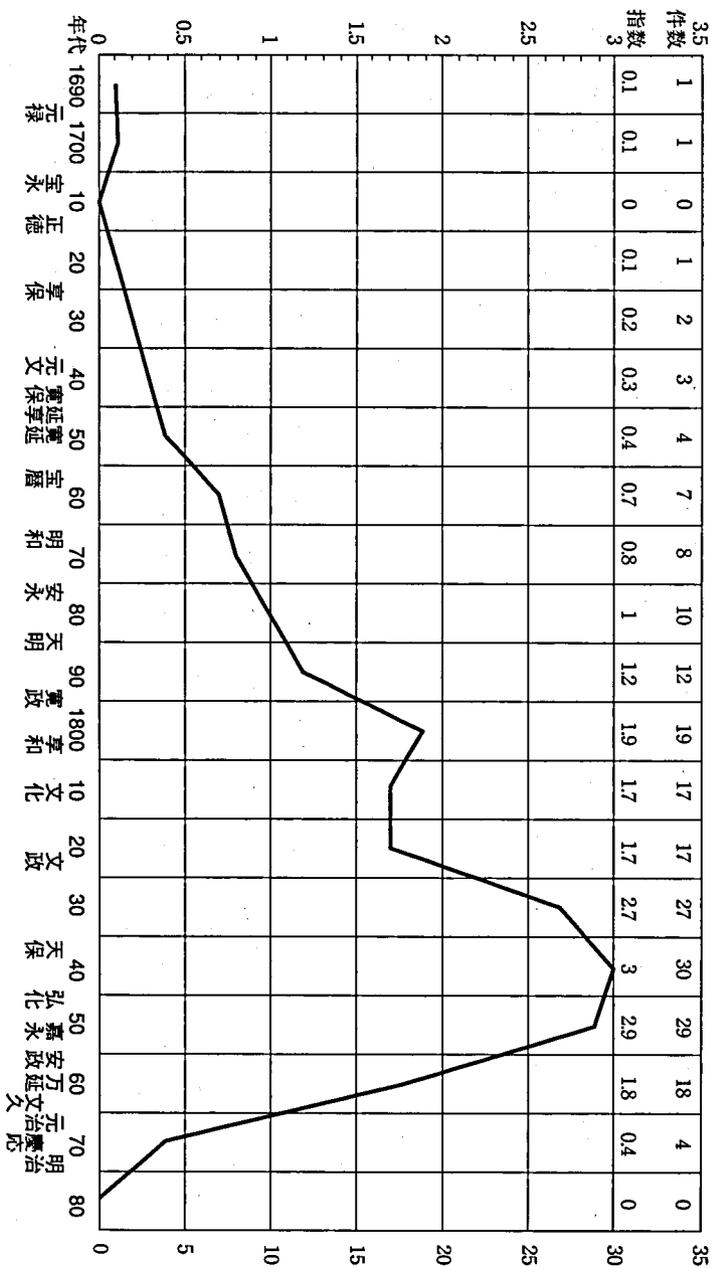


表. 内容の諸特徴の変化

年代 (10年毎)	合計 件数	往來=発行地			発行=寺			宛先			行先・目的									
		市内 (印なし)	以外 (印なし)	不明	発行(名主)	名主+	関与	無関与	関所	関所 以外	宿村	(特定地) 伊勢	善光寺	金屋羅	草津	身延	日光	京都		
1690	1		1		1				1											
1700	1																			
10	0																			
20	1		1																	
30	2	1			2															
40	3	2							1											
50	4	2			2															
60	7	3	1		1				4											
70	8	1	1		1				5											
80	10	1	2		5				6											
90	12	3	3		5				4											
1800	19	7	2		7				7											
10	17	5	3		6				10											
20	17	7	2		4				9											
30	27	7	4		4				10											
40	30	13	6		5				13											
50	29	12	4		7				11											
60	60	18	8		3				12											
70	4	1	1		2				5											
80	0								6											
210	73	33	69	31	4	101	11	20	7	41	144	57	137	19	10	9	5	3	4	2

注) 1. 本表は、筆者が収集した210件の往來手形を年代順に配列し諸特徴ごとに分類集計したものである。

2. 年代は、西暦で10年ごとに区切っている。

3. 分類の指標とした諸特徴の項目の詳細は、次の通り。

【伝存=発行地】：往來手形の文書が伝来した場所が、差出の場所と一致するか否か。「印なし」とは差出に押印のない場合。

【発行=寺】：往來手形の差出が寺院であるか否か。「名主」とは寺院の署名後に名主などが運着・奥書などを行なっている場合。「無関与」とは差出に寺院 が出てこない (かつ捺印記載もない) 場合。

【宛先】：往來手形の宛先に「関所」や番所といった表現を含むか否か、また各地の「宿村」や町に宛てた表現を含むか否か。

なお、括弧内の数値は、それぞれ関所宛ながら本文に関所関係記載がない場合、関所関係記載がない場合、関所宛でない場合の件数である。

(内容の諸特徴の変化・様式)

年代 (10年毎)	行先・目的 (特定領域)				宗旨			関所内滞通行				死亡時対応										
	合計 件数	四国	西国	坂東	秩父	關国	順社・ 順拝	あり	なし	別紙	あり	なし	止宿	死亡時	両方	なし	引續	要連絡	連絡 不要	埋葬	委任	
1690	1					1				1						1						
1700	1							1		1												
10	0																					
20	1							1		1						1						
30	2							2		2												
40	3	2		1		1	1	3		2	1	1			1		1					
50	4					2	1	4		3	1		4									
60	7					2	2	5	2	6	1		5	1	1							
70	8	2		4	3	3	3	5	5	7	1		6	2								
80	10	1		1		5	3	5	5	7	3		7	3								
90	12	1	3	3	1	5	7	3	8	1	9	3		5	7							
1800	19					10	6	14	5	18	1		8	11								
10	17	2	2	2	2	1	9	10	6	1	12	5	1	5	9	2						
20	17	1	1	1		9	5	12	4	1	14	3		10	7							
30	27	4	1	1		13	5	17	7	3	18	9		7	18	2						
40	30	2	1			12	4	13	10	7	20	10		5	24	1						
50	29	6	1	1		13	9	19	6	4	20	9	1	8	20							
60	18					6	1	9	9	12	6		2	2	9	7						
70	4																					
80	0					1		1	3	1	3	2										
	210	21	18	12	7	93	53	122	71	17	153	57	5	69	120	16						

注) (様式) 「行先・目的」 : 往来手形の中に特定目的の目的地や地域の記載を含むか否か、また行先が不特定な場合の目的。

「宗旨」 : 同様、宗門に関する記載があるか否か、また別紙として用意されている (用意されるはずだった) ことが記載されているかどうか。

「関所内滞通行」 : 同様、手形の中に関所を無事通してほしい旨の記載があるか否か。

「止宿・死亡時」 : 同様、日没時に居た場所で一夜の宿を願う記載や、移動中の病氣や死亡の際に対応を願う記載があるか否か。

またその記載がともに揃っているか、全く記載されていないかどうか。

「死亡時対応」 : 移動中に病氣さらに死亡した場合、当人についての対応をどのように願っているか。なお、「引續」とは手形発行者 (地) が引き受け

ること、

「連絡」とは何かのついでや「幸便」で可能ならば連絡を望むこと、「委任」は当人が病氣・病死した場所の「作法」などに任せること。

多いことは、まず文書伝存の一般的傾向に影響されていようが、その他の現象からの影響も考えられよう。例えば、伊勢参宮の「お蔭げ参り」の流行や、四国遍路の参詣者数の変化などが挙げられる。⁽¹⁷⁾ 先行研究が近世の早い時期の関所手形の存在を指摘する一方で往来手形の存在が元禄期を遡らないだろうこと、天保・嘉永期を頂点とした近世後期における多数の事例の散布状況が見られること、は確実に指摘できそうである。

図から得られた全体的な傾向を踏まえて、次に表の方を眺めていこう。

はじめに末尾の「記載順」から見る。二一〇件の往来手形は必ずしも全てが史料一に見た①～⑩の記載要素を揃えているわけではなく、記載順も多様である。多様な文面の中にも、手形本文の最初に手形主の情報として何が優先されるかによって、いくつかの類型を設定できた。それぞれⅠ～Ⅲの各型は②(と④)に③が優先的に記載される場合、Ⅳ・Ⅴの各型は②と④に⑤や⑥あるいは⑦が優先的に記載される場合である。類出するパターンは、Ⅰ型で(中でも②③④⑤⑥／⑦の正順完型)が最多であり、次いでⅣ型(特に②④⑤⑥／⑦型)、Ⅴ型(②④⑥／⑦③型)と続く。史料一の往来手形は、Ⅰ型の最も多く見られるタイプに属するといえる。全ての事例は、⑥・⑦のいずれか、ないし両方の記載を含むケース、あるいは⑩として諸国の関所・宿村などの諸役人を記す表現を含むケースの、どれかに該当していることが再確認され、これらを往来手形の特徴とすることの妥当さが改めて確かめられた。

先行研究が目的記載の欠如を指摘した④出村理由・目的については、どうだろうか。表の半ばに「行先・目的」の項を設けてある。そこへ、特定地や特定領域を含む場合、また「諸国」「廻国」といった表現を含む場合や「順礼」「順拝」を目的とする場合に分類して示した。一見してわかる通り、複数の行先や目的を含むような重複例をも数えている。⁽¹⁸⁾ 特定地で類出する場所は、伊勢、善光寺、金毘羅であるが、全体数に比べ多くはなく、特定地を含む例全体が年代的に一八〇〇年代以後に散布している。一方、特定領域として挙げた四国・西国・坂東・秩父は、いずれも順

札地だが、比較的多くの往来手形に記された目的（地）であった。年代的な変化としては、先に図で見た全体的な傾向の各画期に対応して件数が多く散布していることを挙げる。さらに、「諸国」表現を含む場合は全体の半数弱が該当し、「順札」表現を含む場合は全体の約四分の一が当てはまった。年代的变化は当然全体のそれに準じよう。これらの留意点から、特定の行先の記載のみは少なく特定地以外に空間的な広がりを持つ特定領域、さらには「諸国」を「行先」に含むケースが多いことを指摘できる。決して目的地記載が欠けていたわけではないのだ。なお、参詣による出村は多いが、他の目的として湯治や売薬等の商売を理由とする場合も見られた。¹⁹⁾

往来手形の特徴的記載として挙げられるのは、一七三〇年代以降であり、全件的傾向として増加の一画期であった一七六〇〜七〇年代を過ぎると⑦ないし両方の記載も増加する。⑥⑦記載の有無の状態については、一七六〇〜七〇年代以前は全件数が少ないとはいえ記載有無の分散度は高く、⑥⑦記載が揃っていない事例を誤差とはしえない。同じ時期の各詳細項目毎の件数の分散度の高さは、「記載順」でも同様であることを付け加えておく。そして⑦の記載に依頼される対処「死亡時対応」の項に目をやれば、次の傾向を見る。埋葬ないし埋葬の上で連絡不要とする場合が最多で、一八〇〇年代以降は幸便や何かのついでならば連絡を願うケースが出現し、わずかながら見られた連絡を必要とするケースも同じく一八〇〇年代を遡らない。病死地の作法に任せる「委任」ケースも一八〇〇年以前に見られるものの同傾向である。また、ここでも一七六〇〜七〇年代以前の各項目への散らばり具合は高く、わずかではあるが手形主在所の「引請」例もほぼこの時期に含まれる。

次に、③の状態と、特に宗旨に関わって⑨に寺院が関与しているかどうかの状態を見る。それぞれ「宗旨」「発行寺」の項に目を移せば、大半は宗旨記載が存在し、寺院の発行であることを知る。宗旨記載のない場合には、寺

院発行であることや寺院の連署等により省略しているケースを含むと推定できようが、一七六〇～七〇年代以降件数の増加が見られ、寺院の発行時間与や宗旨記載のない「無関与」のケースの増減傾向とほぼ対応する。下つて一七九〇年代以降には、寺院発行の別紙手形の存在を記すケースも見られる。これらはすなわち名主等の発行時間与の増加であり、これと宗旨記載の手形主情報への一体化や寺院発行・連署による省略は、往来手形における寺院関与の積極性の相対的後退を意味しよう。

さらに⑤の記載や⑩の状態を見よう。表では「関所円滑通行」「宛先」の各項である。いずれも全体の七割弱～四分の三弱は、⑤の記載や宛先に関所・番所等の表現を含むケースであり、やはり全件的な年代的傾向と同傾向である。⑤記載がない場合や関所以外の宛先を持つ場合も、一七三〇～四〇年代を出現起点とし一八四〇年代をピークとする増加傾向が顕著である。それぞれ⑤記載なしで関所に宛てる場合や⑤記載ありでも関所に宛てない場合が一〇件前後含まれるが、当該項の年代的傾向に影響はない。⑤記載については明らかな傾向ではないが、宛先を関所としない場合や「宿村」等の諸役人とする場合には、明らかに一七六〇～七〇年代が増加の起点であることに留意しておく。

2 発行・利用・その後

関所手形の発行手続きは先行研究に詳しいが、往来手形のそれはあまり述べられてはいまい。再び「東海道中膝栗毛」に聞けば、「…旦那寺の仏餉袋を和らかにつめたれば、外に百銅自腹をきつて、往来の切手をもらひ…」とある。⁽²⁰⁾発行は檀那寺への米と銭百文の供物と引替えであった。そして出された往来手形は、次のようなものであっただろう。

【史料三】

往来手形之夏

一、備中加陽郡宮内町屯四郎、此度心願ニ付、四国「順拜ニ罷出申候、宗旨之義者、真言宗拙院旦那」紛無御座候、国々御関所無相違御通シ可被下候、若「行暮候節ハ一宿被仰付、万一病死仕候ハ、其所任御作」法御埋可被下候、当方御届ケニ及不申候、為後日之往来」手形依如件

同国同郡宮内町

東林院印

(貼紙、脇ニテ所訂正印)
一嘉永五年

子四月」

国々御関所

御役人衆中

前書之通、相違無御座候間、無滞御通シ可被下候、若行暮候節ハ「一宿被仰付可被下候、万一病死未仕候節者、其所御作法ヲ以、御取埋」可被下候、国元江御届ケニ及不申候、為後日之奥書印形仕候、以上

吉備津宮御神領

同国同郡宮内

町年寄月番

戸田屋徳藏印

先の史料一は名主発行手形であったため、寺院が発行主体である手形の例を挙げた。⁽²¹⁾文面に史料一との相違は、ほとんど見られない。「東海道中膝栗毛」の場面は、手形希望者が寺へ供物を持っていき、そこで手形を書いてもらう、

という手順を想像させる。しかし、史料三では年代記載部分の訂正印が二つとも寺の印でありながら筆は本文も奥書も訂正箇所も同筆のように見える。あらかじめ奥書に署名する月番町年寄が全文をしたため、寺へは印をもらいにくくだけ、あるいは町年寄が寺の印を預かっていて訂正印も町年寄の手によった可能性もあろう。ただし、発行時の寺院関与については时期的にも地域的にも相違があろう。荒井貢次郎氏が紹介した現・東京都青梅市中村家文書中の「村鑑」によれば、参詣には村役人・組合・親類・菩提寺の承諾の上で往来一札が出され、特に菩提寺への相談には親類・組合同道で当人が行く必要があった。⁽²²⁾寺院関与の積極性の後退以前には、寺が実際に発行していたはずである。名主発行の場合は、史料一を収める名主日記が参考になる。史料一を載せる直前の記事に、「子五月廿六日、当村角右衛門儀、此度坂東順礼之望有之二付、組頭清兵衛事、嘉右衛門方江願ニ参り候二付、則願之通り申付候」とあり、往来手形と一つ別の記事を挿んで、「子六月朔日、当所角右衛門儀、坂東順礼ニ出候二付、右書面之通往来証文差出ス、立会嘉右衛門・清兵衛・五人組頭伝左衛門・親類瀬兵衛」「翌二日、右角右衛門儀、当所出立いたし候、尤同行松岡村三五郎参り候由」とある。⁽²³⁾当人は、あらかじめ組頭へ願出ていたのだろう。その組頭が名主へ願を伝え、出村が許可される。後日に往来手形を発行してもらい、その時には名主・組頭・五人組頭・親類の立会がある。発行後は翌日にも出発できるのである。

信州佐久郡下海瀬村の彦兵衛の例では、手形発行に際し次のような一札を残していた。⁽²⁴⁾

【史料四】

継添証文之事

前書之通、往来一札御頼申、御渡し被下候所、相違無御座候、右往来一定二付、如何様之儀仕候共、御村方へ御苦勞相懸申間敷候

信州佐久郡下海瀬村

粹 彦次郎[㊦]

組合惣代 金次郎[㊦]

御名主
与頭 中

標題に「継添」とある通り、文政五（一八二二）年二月付の彦兵衛の往来手形控の後に紙継された証文である。この証文は、差出の二名の継手印をもって手形控よりも小さい紙で継がれている。手形を前にして、残される家族と組合惣代に村へ迷惑をかけないことを約させたのだろう。手形控に紙継される形式ではないが、同様村へ迷惑をかける旨の一札は、時期を下つた下海瀬村に万延元（一八六〇）年四月の百姓休平弟周作の例として見ることができ²⁶、一紙として独立しているそれは、あるいは出村の願出の時点で出されたものかもしれない。その他、親類が願出で、親類に発行している場合もあつた。²⁶

以上からは、寺院・村において一定の厳密さをもって往来手形が発行されていたといえる。発行者が寺院や村役人等であることや関所手形に比して発行手続きが簡単なことを理由に、往来手形が軽視されていたとはいえないだろう。往来手形の利用のあり方の検討に移ろう。物理的には、伝存する原文書で写や控でない原本の往来手形の折り目が教えてくれる。書付型の文書は大体奥から巻いて平に伸ばした形状で保管するが、往来手形も例外ではない。例えば、²⁷ 縦紙大の手形を短冊形にした後、「往来手形 惣右衛門」「上 往来一札」と墨書されたような懸紙で包んで、縦の長さが横紙の縦の長さ程度になるように折つたり、懸紙をかける前に同様に折つて懸紙で包んでから上下を折つて、最終的に横紙を短冊形にしたような大きさ程度にして、携帯していたようである。関所を通る時や一夜の宿を借りる時

など、必要に応じて開いたのだろう。このような往来手形の携帯は、次のような事態も導いている。

【史料五】

人請状之事

一、此七兵衛与申者、慥成者二付、私共請合ニ罷立、当辰之二月二日〆来ル未二月二日迄中三ヶ年季定使御奉公ニ差出申処、実正ニ御座候、御給米之儀、御定式之田畑作取之積り被下置候上ハ、御奉公聊無相違急度為相勤可申候、若不埒之儀有之候歟、亦ハ御氣ニ入不申候而、早速ニ御暇被下候ハ、不替人代差出し、御差支無之様可仕候、右之者、紀州宝郡産ニ而慥成往来状所持仕候間、私預り置、御入用之節ハ何時成共差出し可申候、為其人請状仍而如件

天保二年

人主請人兼

辰二月

与 三 郎[㊦]

村御役人中

右は、信州佐久郡矢嶋村に残る同村の定使を雇うにあつての人請状である。⁽²⁸⁾ 傍線部にある通り、「往来状」が雇傭時の身許保証材料となつている。しかし「紀州宝郡」は実在せず、あるいは肥前国高来(タカク)郡をタカラと読み誤つた可能性もあるが、いずれにせよ仮に贋物の往来手形であつても身許保証材料として利用されるのである。つまり、手形に記された移動目的と違う実態が存在し、それは少なくとも近世後期には各地で容認されていたのだ。

前述のような利用のされ方をして、手形主本人が帰村した後の往来手形は、どうなつただろうか。先に見た荒井貢次郎氏紹介の「村鑑」では「帰国之節は、一札、寺江相返すべく候」とあり、寺院発行(らしき)手形を寺へ返す例がある。⁽²⁹⁾ が、一般的なあり方は不明である。それでもヒントがないわけではない。往来手形の残存状況から推定はで

きよう。前項の検討に使った一覽表の「伝存〓発行地」の欄を見ていただきたい。それぞれ伝存が、手形発行地である原本なら使用後に回収したか未使用かであり、同じく印がなければ控えか写しである。史料一は後者に該当しよう。では伝存が発行地以外とは何を意味するか。この場合の原本の存在は、譲渡や移住の可能性もあるが、まさしく⑦記載が現実化した旅先で病死した者〓行路病死人〓の所持品である。発行地外で印のない手形は、行路病死人という事態が発生した際の諸記録の中で登場するものであろう。表の当該欄は、伝存が発行地である場合と発行地外である場合との件数がほぼ半分づつであり（それぞれの「印なし」の件数も類似）、どちらも年代的に極端な差が見出せないことを物語る。つまり、往来手形の結末には四つの可能性を指摘でき、約半分は発行地外に伝存した〓行路病死人が発生して残されたことになる。

ここで手形主の位置を改めて確認する必要がある。行路病死人となりうる移動の内容、かかる移動へ敢えて向かう者の動機、周囲の扱い、等等と諸々の疑問が生じるからである。往来手形を受けられる者は、荒井氏紹介の「村鑑」に三度聞けば「病身、又は後式差支も無之」⁽³⁰⁾者であるという。相続に支障のない者という条件なら、史料四の事例の手形主は家の当主ではないだろう。同時に同じ下海瀬村の周作の事例も挙げたが、彼の位置とその周囲については翌文久元（一八六一）年三月の「人別書上帳下書」から確認できる。⁽³¹⁾周作兄休平は、当主で当時四七才、高二石三升を所持し、女房・父・母・弟（周作）・忬・娘たちを合わせ計一〇人家族であり、当時三七才の周作の項には「此者儀ハ、心願二付、往来持参ニ而神社仏閣拜礼ニ罷出申候」の注記があった。往来手形を持って出村中の者は、しばしば宗門人別帳のこのような注記によって人別把握が貫徹される。周作の出村動機は「心願二付」とのみあるが、その年齢から、あるいは往来手形を利用した別の目的があったかもしれない。「心願二付」という動機は、史料三にも見られる通り、ほとんど定型句のようであるが、史料一では、より詳しく動機が述べられ、「段々老年ニ罷成り家業難成」

とある。病身や当主でないことを年齢的な必然性から求めれば、老年は当然条件に含まれよう。

ところで、手形主の位置を考えるのに史料三は興味深い。史料三は中山道が通る信州佐久郡平原村に伝存し、この手形を収めていた袋の上ワ書から「備中国加陽郡宮内町喜四郎往来、文久二壬戌閏八月九日村方佐右衛門門先二而病死仕候、但シ郷林ニ而取置申候」と行路病死人の事例であったことが知られる。再び史料三の本文を眺めれば、目的を「四国願拜」と記している。手形主の喜四郎は、他に「名附状之事」と題する横折紙を所持していたようで、その本文のみ挙げれば、「備中加陽郡宮内町百姓^(目カ)左衛門弟^(目カ)喜四郎、去ル文久元酉年中^(目カ)ふかんニ相成候二付、親類組合相談之上、目野山校下ニ相成候所、相違無御座候、右二付、喜四郎名改宝山ト致候、然ル上者何方江参り候とも、宝山ト可名乗者也、仍而名附状如件」とある。「ふかん」とは歩艱のことで歩行困難を指す。名付状が手形主の出身地で出されたとすれば、役立たずとなった彼を親類組合相談の上で僧体にし、かつての往来手形のままで名付状を加えて町から送り出したことになろう。しかし、ふつうの百姓として「家業難成」い「病身」「歩艱」の者は移動の中で生活を保つ、ということは、必ずしも村を追い出されて乞食参詣の生活を強いられたことを意味しない。勿論かかる生活もあつただろうが、史料五のようなケースも想定できることに留意しておくべきである。⁽³²⁾

手形主の位置の確認からは、実際はいわゆる行倒れではなくとも結果的に行路病死人となる場合も含め、行路病死人という事態が起こりやすい者が手形主となっていることを知った。この点と⑦記載の存在とを考えれば、往来手形の利用後は想定されていないこともありえよう。

一通り往来手形の全体的な内容の特徴・傾向の把握、また発行から利用の過程についての諸留意点の提示をし終えただろう。それらを改めて繰り返すことはしないが、最後に往来手形を必要とした移動が行路病死人という事態の現実化と深く関わっていることだけ強調しておく。関所手形が往来手形の⑥⑦記載を必要としなかった理由は、有効期

限二ヶ月の短期性にあったわけではない。もとより往来手形には関所手形と異なる役割が課せられており、それは④記載に示されるような当時の長期間長距離（広域）の移動の性格に規定されて、⑥⑦記載を必然的に要求したのである。

三 往来手形の成立と幕府法令における位置

前項までに、往来手形には関所手形として見る視点以外からの視点が必要で、それは特徴的記載の中にあることが知られた。つまり、行路病死人をめぐる当時の諸システムから位置づけなおすことができるだろう。その手順として行路病死人処理の制度的概観を含むが、それを幕府法令レヴェルに限定する。³³⁾

1 往来手形の成立

行路病死人という事態への対応は元禄元（一六八八）年を起点としている。特に行路病死人の居る現地と在所居村とのやりとりは、同年の生類あわれみ令によって宿（村）へ強制され、違反は犯罪として罰い込まれ、一応の定着をみる。³⁴⁾この法令文中には、まだ往来手形は見えず、制度的に要請されたものではなかった。この点を示す箇所が「旅人之病人」への対応を記した部分にある。快気した病人に対し「其者ニ為致証文、親類縁者国所を書付させ、早速宿次にて可申越候」とある箇所、わざわざ在所の情報を証文にさせることは、そのような情報を記した文書を携帯していない場合もあったことを推測させる。しかし、同法令から数年後の日付を持つ往来手形は実在した。³⁵⁾

【史料六】

差上申一札之事

一、加賀国石川郡下折村

百姓大工職

武兵衛

年二十五歳

九兵衛

年十九歳

武兵衛妻よの

女老人

年二十二歳

一、右之者、同行三人日本廻国六十六郡^(部)修行罷通候間、御関所無相違御通被為遊可被下候、為後日一札仍て如件

元禄三年六月廿五日

加賀国石川郡下折村

光雲山大聖寺^印

国々御関所

御役人衆中様

一般的な往来手形の文面とおよそ似つかないこの文書を往来手形とした根拠は、その宛先の記載にある。「日本廻国六十六部修行」として行先が特定されない故の表現であろう。実際には肩書にある「大工」の修行である可能性も想像できる。いずれにせよ、この文面からは全体的に別の文書の印象を受け、むしろ関所手形に似ている。

元禄期からしばらく経ってからの文書を一通、次に掲げておく。³⁶⁾

【史料七】

往来証文之覚

備後国三上郡庄原町小物屋

一、歳四十三

七 兵 衛

外 二 下 人 菅 人

宗旨真言宗同村宝藏院旦那

右七兵衛儀、為廻国罷出候所、当町紛無御座候間、国々御関所其外所々無滞御通し可被下候。為其証文如此二御座候。以上

三上郡頭庄屋庄原町

三 右 衛 門

享保十四酉年三月日

国々所々

御関所

所々御役人中様

享保一四（一七二九）年のこの文書には、文面全体が史料六に変わらないものの「往来証文」の語を含む題が現われた。関所手形的な文面もそのままではあるが、手形主の情報として「当町紛無御座候」とは、関所手形の中でも「礎成者」であることの証明に主軸が置かれた庶民の男のそれに似る。すなわち「請状」である。史料六、七ともに、手

形主について身分や年齢を記し、宗旨が発行者により自明であるか記載により明らかである。年齢はともかく身分や宗旨は、しばしば奉公人請状などで必要とされる記載要素であった。『懺成者』であることを示す相手が不測に複数存在しうる場合、宛先の記載を違えて複数通身許請状を作成することは無意味であろう。これにより、曖昧のように見える宛先記載と手形携行に帰結するのである。

史料六、七からは、単に往来手形としてのフォームの未形成状況を知るだけでなく、法的には未だ旅人に往来手形の携行を定めていない中で、単一個別的な身許証明では済まない身許証明を必要とする状況——生活ともいえる長期間長距離の移動に対応し、不特定多数を宛先とする身許請状が派生してきたことをうかがえるのだ。なお、一方では明らかに特定の関所を宛先とした身許請状が存在した。庶民の男の関所手形だが、こちらは既存の女手形に書式的影響を多分に受けたことだろう。往来手形の成立は、右のように小括できるのではないか。

2 「国所書付」「在所書付」と「懺成書付」

史料七の年代から二年後には、別の地域で、より一般的な往来手形の体裁に整った文書を見る。³⁷⁾

【史料八】

往来證文之事

- 一、此庄蔵と申仁、代々眞言宗ニ而拙寺旦那二紛無^一御座候、今度廻国罷出候、懺成者御座候間、「国々御関所無相違御通シ可被下候
- 一、此者万一病死杯仕候ハ、其所之寺院方」何宗ニ而茂無御氣遣御取置可被下候、若シ「宗旨之儀ニ付、六ヶ鋪義申者有之候ハ、拙僧」何方迄茂罷出、申分ヶ仕、其寺院方之御苦勞」少シ茂掛ヶ申間鋪候、為其仍而如件

享保十六年

真言宗 報 恩 寺^④

亥三月

宗旨記載に続けて「慥成者」とある点にも注目されようが、ここでは二ヶ条目の冒頭に注目したい。史料六、七には見られなかった⑦の死亡時対処記載が、登場してきているのである。ただ、後段の、宗旨に関してトラブルが起った際に手形発行者が「申分ケ」することを約す点は、時として関係性の切断を意味するかのような後期の往来手形一般の文面から異質であり、より請状的であることを指摘できる。ともあれ定型的ではないにせよ往来手形本文の特徴的な記載が、この時期には現われるのだ。

史料八から二年後の享保一八（一七三三）年、行路病死人に関する幕府法令が、元禄元年令よりも手続的に厳化されて出された。³⁸ この中で特に「倒死之者」について「懐中二國所書付等も有之候ハ、其在所え申遣、親類縁者所之者罷越、死骸望次第可任望候、此方えも早々注進可申候、在所書付等無之、不相知候ハ、其所二三日晒置、病人之様子書付候て札建置、土葬ニ取納、尤此方えも右之訳宿継を以可申聞候」とある。倒死者本人の情報が「国所書付」「在所書付」によって得られていることがわかる。この時は、倒死者だけでなく病気の旅人も、その出身地が判明すれば遠方でも親類縁者らが出向かねばならなかった。その旅費には相当な費用が掛かったろう。二年後の享保二〇（一七三五）年令では、「道心者體廻國之類倒死之時、怪敷儀も無之、懐中ニ、何國ニ而相果候とも其所え葬り候様ニ、本寺觸頭其在所之寺院、或ハ親類等之慥成書付有之候ハ、前々之通在所え弥相届候不及、其所え取置可申事」とある。³⁹ 寺院や親類等による「慥成書付」の中に死亡地での埋葬依頼の文言があれば、出身地への連絡を省けることを確認している。このことは享保一八年令に見られないが、「前々之通」の表現により既に慣習化していたと考えられる。

はじめの「国所書付」「在所書付」は必ずしも往来手形と限らないが、「道心者体廻国之類」の持つ、死亡地での埋葬依頼文言を含んだ「儲成書付」は、まさしく当時死亡時対処記載を整えつつあった往来手形を想定している。

ところで享保期の関係幕法は、おそらく享保飢饉を意識して出されたものだろう。一八年時点では、享保飢饉の影響で浮浪の末に行路病死人となる場合が多く、各所の宿駅がその状況を目の当たりにしたことへの対処であったろう。一応、移動する者に対する保護政策としようが、同時に別の意味を持っていた。

【史料九】

乍恐書付を以奉願上候

武州秩父郡

大野村
柵平村百姓

一、大野村・柵平村百姓申上候、去冬飢人御拝借奉願上候所、今以御貸付不被下置、当春悉及飢、渡世暮方一切無御座候而、難儀仕候二付、右両村百姓之内、及飢候者共、麦作出来迄之内、他郷江物貫ホニ罷出、渡世取統申度、名主方往来書付相願申候、依之奉願候者弥名主印形を以往来書付差出申度奉願候、何とぞ御慈悲以飢人とも願之通、名主印形書付差出候様ニ被仰付被下候ハ、難有奉存候、以上

武州秩父郡大野村

寛延四年未二月

名主 武左衛門[㊦]

同 八 兵衛[㊦]

〈他、組頭六名、年寄二名、百姓代三名連印〉

伊奈半左衛門様

同州柵平村

〈他、組頭二名、年寄・百姓代各一名連印〉

享保期から幾分か時期が下った寛延四（一七五二）年の代官役所宛の文書であるが、傍線部に示されるような驚くべきことが記されている。百姓相続のために「他郷江物貰」に出たい、そのために「往来書付」の発行を願う、そこで名主印での「往来書付」発行を許可してほしい、という。そもそも発端が拝借願にもかかわらず未だに貸付のないことにあり、このまま貸付がないならば……という一種脅迫的な内容ではある。それでも、飢えたことが物貰いという移動へ直結し、その移動を可能にするために「往来書付」がある、という認識には注目すべきである。なお、いま一つの留意点は、当時のこの地域では名主印での「往来書付」発行は一般的ではなく、「往来書付」は寺院が発行するものとされていたのか、名主発行は許可の対象であったことである。

享保二〇年令の中に現われ、死亡地埋葬依頼の文言が含まれる「儲成書付」を持つ存在として認識されていたであろう「道心」「廻国」の実態は、しばしば乞食・物貰いの類である。享保一八年令で定められた煩雑な手続きは、「道心」「廻国」として出村し乞食・物貰いをする——行路病死人化の可能性の高い行為をすることへの抑制、という逆の解釈も成立しうるのだ。とすれば、飢饉の影響が大きく、一八年令で定めた内容が実を持たないほど多くの「道心」「廻国」＝乞食・物貰いの発生と行路病死人の発生があり、宿駅の一層の疲弊を防ぐため費用の掛かる行路病死人の在所とのやりとりを省くことの追認として二〇年令が出された、といえる。手続き簡略化の替わりに、二〇年令では「儲成書付」中「何國にて相果候とも其所え葬候」という文言の有無を明確に条文化して条件としたのだ。

享保期の関係法令について、いずれの解釈を探るにせよ、往来手形を多く含んだであろう「儲成書付」は、行路病死人関連の施策上その位置を浮上させてくることに間違いない。

3 「往来手形」の登場

行路病死人関連の幕府の施策は、明和四（二七六七）年に一到達点・転換点を迎える。同年に出された法令は、それまで専ら道中奉行の差出による法令と異なり、より幕府内上層から発令され、また内容的にも完全にマニュアルとして整備されたものであった。⁽⁴⁾ この法令は、行路病死人に関する基本法令として明治初年まで効力を持ち続ける。

同法令は、往来手形にとつても一つの画期となっている。文中「通り懸り相煩候旅人」への対処を述べる箇所、「勿論懐中ニ往来手形有之候哉相糺」云々とあり、行路病死人関係の幕法に初めて「往来手形」の文言が登場するのである。もっとも旅人から「儲成者」たる情報を得るための文書全てが「往来手形」で代表されたわけではない。一部は享保二〇年令の文言をそのまま引用しており、「道心者廻國之類抔」の処置を決定付ける旅人所持の文書は未だ「儲成書付」とする。かつての法令文からの引用ではなく新たに条文を作成する際に、自己の証明にも機能しうる旅人所持の文書の一般呼称として「往来手形」なる語を用いた可能性もあろう。かといって、ここで厳密に「儲成書付」を内側にした同心円状の「往来手形」の分類が成立したわけではない。本人の身許確認や在所確認には名主・寺院発行の（特に庶民の男の）関所手形でも事足りるため、「儲成書付」の外側に、かかる関所手形が位置しうるが、両者を合わせた「往来手形」は、あくまで往来手形なのである。法令文中には専ら道心・廻國を対象とした「何國ニて相果候とも其所え葬候」云々の記載を含む「儲成書付」は、現実には道心・廻國に限らず対象を拡大し、一般的な往来手形の展開を促すのだ。つまり、行路病死人への対処を総括した法令に、もと対象を限定した表現であっても、条件に示されたことが、長期間長距離（広域）の移動全般に往来手形を必要なものとして解釈させたのだらう。

数量的検討の項で、一七六〇～七〇年代に、全体件数や⑥⑦記載の増加、寺院や宗旨への無関心の増加、関所への

無関心の増加などの画期があることを指摘した。この現実の状態は、当時の民間（陸上）交通の絶対量の増加状況⁽⁴²⁾の下で、明和四年令への対応が諸傾向を確実なものとした結果といえる。その内容として、宗旨・関所への無関心の増加は、往来手形の主眼が特徴的な⑥⑦記載に移っていることを示唆しよう。明和四年令は、往来手形の意味・機能をもと関所手形と共通した単なる身許証明の「請状」的要素中心の手形からシフトさせるに至る契機となったのだ。⁽⁴³⁾

この後、行路病死人関連の幕法の中で往来手形は散見される。寛政五（一七九三）年五月令には「廻国之順札等二而、相果候ハ、其所江葬候様、慥成往来手形等所持いたし候者ハ、態々國元江不相届達、死骸土葬ニ取置」云々とある。微妙に表現が変化していることは、概念として一層曖昧になったことを示すかもしれない。また、文政一三（一八三〇）年六月には、行路病死人処理が道中方と地方とで区々なため「飛脚其外御関所手形、又者往来手形等所持いたし、住居も相分居、全く旅人と治定いたし候分者、道中方に而下知」する旨を決定した。⁽⁴⁴⁾幕府の想定する「旅人」の指標として「往来手形」が設定され、その「往来手形」は「御関所手形」と明らかに区別されたことに注目したい。ここに、先の表現の変化は確実なものとなり、一般呼称ではない「往来手形」の重視の進展を確認できるのである。

4 旧里帰郷令との関わり

天保改革時の天保一三（一八四二）年、江戸の過剰人口削減と在方農業労働人口の確保を目指して無宿野非人旧里帰郷令が出される。⁽⁴⁶⁾その翌年の天保一四（一八四三）年に、いわゆる「人返し令」が出され、その一つ「在々江御触」⁽⁴⁷⁾の中に、次のような箇条がある。

「一、廻國修行六部順札等ニ罷出候もの、是迄者、村役人共或ハ菩提所寺院相對之上、⁽⁴⁸⁾往来之手形請取候由ニ候処、
以来者、村役人共より御代官領主地頭江願出、前書之振合を以、許状相渡可申事」

法令全体は前年の無宿野非人旧里帰郷令と合わせて浮動人口把握を目指す意図が目立つのだが、右の箇条には往来手形に関してある変更を迫られたことが記される。「前書之振合」とは、この箇条の前条に、在方の者が「奉公稼」へ出る場合に領主へ願出れば「村役人連印、御代官所ハ手代、私領ハ家来奥書印形之免許状相渡遣」とする手続きを指している。前条の内容からは「許状」が往来手形に替わるもののようにも取れるが、現実には往来手形の名主・寺院発行は持続しているため、往来手形発行についての「許状」であろう。

仮に実効性を持たなかったとしても、往来手形を村役人から領主側へ願出で発行される許可制とした意義は大きい。同令以後、右の箇条の内容を覆す法令が見られないことは、建前であれ往来手形発行許可制は維持されたことになる。天保一四年の出村規制は、往来手形を発行段階における浮動人口把握の手段とした。このことで、まず往来手形の幕政上の位置が転換し、往来手形成立時の意味・機能は宿村等においても変質していく。その変化の兆しは、例えば同法令以後の往来手形に宗旨記載のないものがわずかに減る、名主家などで残される往来手形が宗門送り状類と一緒に扱われ管理される、といったことに現われるのだ。

おわりに

往来手形の再考は、紙幅ばかりを費やして既知の別の側面を強調しただけかもしれない。稿の結びに、せめて一般的理解を歪ませうる先行研究の評価等の修正を行なっておく。

最初に、往来手形の評価については、これが当時の世人から軽視されていたわけではないことを強調したい。既に発行手続きの中で見た通り、往来手形による出村者は親類組合といった周囲を保証人として連帯責任者に巻き込む故

に、発行に一定の厳密さをともなうほどである。確かに偽造や手形の売買は存在しただろうが、かかる利用のあり方のみで単純な評価は下せない。たとえ偽造されたものでも、それが雇傭の判断材料に（建前として）使われる利用例をわれわれは見ている。いわゆる関所手形（女手形）と単純に比較して、文面や発行手続き上の相違を欠陥かのよう論じただけでは無意味である。その比較から得た相違の基となる機能や意味が把握されねばならない。

いわゆる関所手形との比較から得られた往来手形の諸特徴は、いずれも往来手形の中で論理整合性を持っていた。目的地未特定、有効期限なし、宛先未限定、携帯持続性は、時空的広がりを持つ移動に対し必然的に生じた結果である。しかし、これら諸特徴は先天的なものではない。つまり、近世を通じて往来手形が存在したわけではない。はじめ身許保証を主目的としたであろう庶民の男の関所手形に類似し、時空的広がりを持つ移動での使用故に不特定多数の宛先を持つ程度の往来手形を生んだ。さらに生類あわれみ令以後の行路病死人処理の制度的展開により、処理効率化の中で往来手形の特徴的な表現が出現してくる。その現実の契機の例に享保飢饉が挙げられ、それ以前から存在した宗教的な長期間長距離（広域）移動の標榜と内実の乖離、それに対する周囲の容認が影響していよう。増大する当時の民間交通の状況から、移動を生活の場とする事態の実現可能性や、移動の時空的広がりにも比例して高くなる行路病死人化の可能性は、人びとの間で強く認識されるようになる。これらを背景に、明和四年令による行路病死人処理の総括とともに往来手形のフォームの確立がなされる。制度的確立と、先の行路病死人化等の可能性への認識は、互酬的に往来手形の一宿・死亡時対処文言とその実行——すなわち行路病死人処理を維持していく。

一方、幕府においては、行路病死人発生時の身許確認に必要な「在所書付」や「儘成書付」を移動する人びとに求めてきたが、明和四年令以降そこへ明確に「往来手形」を位置付け、いずれ関所手形とともに旅人の指標ともなった。天保一四年に、江戸への人口流入や浮動人口増加を抑止する課題の解決のため、人の移動への規制を加えた。ここに

往来手形の幕政上の意味は変質し、むしろ人身把握の手段となった。これが影響してか、往来手形が人身把握関係文書に含まれて扱われるようになる。それまでは、いわば「あの世への送り状」としての意味を強く持っていた往来手形は、以後「この世」で移動する人びとを把握する手段の一つとしての意味を強くして変質するのだ。

往来手形は、病や死の危険を意識せずにはいられない近世当時の移動のあり方との深く関わり、近世的な移動への意識の典型的な表現であった。改めて往来手形が存在しえた理由を考えれば、このようにならうか。

註

(1) 「国史大辞典・第二卷」(吉川弘文館、一九八〇年七月)の「往来手形」の項(近藤恒次氏執筆)など。

(2) 「東海道新居関所の研究」橋良文庫、一九六九年五月。なお、同氏の疑問の後に「似せ往来」使用事件についての引用がある。それは「聞傳叢書・卷十」(「日本経済叢書・卷十」日本経済叢書刊行会、一九一五年三月)の「往来手形之事」であり、出羽庄内領で死亡した修行者所持の深川靈巖寺塔中永壽院の往来が「文字印形等相違」していたことから、往来手形はそのまま「難取用」く、差出の寺院が遠くなければ確認するべき、という旨が記されている。

(3) 「近世関所制度の研究」有楽書店、一九七五年一〇月(以下「五十嵐氏著書1」)。揚げ足取り的な蛇足を加えると、五十嵐氏が引用し根拠とする往来手形の該当箇所は「…大頂寺旦那二縁無御座候…」(傍点五島)という部分であるが、一般的には「…旦那二縁無御座候…」と記されることが多い。原文書での確認をしていないが、傍点部のくずし字はよく似ていることから後者の読み誤りの可能性がある。とすれば説明根拠として希薄なことは言うまでもない。ただ氏の最近著である「近世関所の基礎的研究——中山道碓氷関所を中心として」(多賀出版、一九八六年一月、以下「五十嵐氏著書2」)では評価を避けていた。

(4) 『近世農政史料集3・旗本領名主日記』(吉川弘文館、一

九七二年一月)「諸色覚日記」明和五年より。

(5) 前掲近藤氏著書。

(6) 五十嵐氏著書2、第十章・関所手形と判鑑。

(7) 『東海道中膝栗毛(上)』(岩波書店〔岩波文庫〕、一九七三年九月)初編。

(8) 既掲『近世農政史料集3・旗本領名主日記』「諸色覚日記」
「二」明和五年より。なお、史料一と同じ日付だが、手形
の対象人は別人である。

(9) 時期を遡った例を一つ挙げておく。

〔表題〕
享保十八年箱根関所手形 名主 半四郎

差上申御関所手形之事

一、此者同行拾四人、伊勢參宮之者ニ紛無御座候、乍恐
御関所無相違御通シ被遊可被下候、依而御番所御手形
如件

武州入間郡川越領

秋元但馬守知行所

享保十八年丑

赤尾村

正月五日 名主 半 四 郎

往来手形考(五島)

箱根御関所

御役人様

〔坂戸市史・近世史料編Ⅱ〕(坂戸市、一九九一年三月)
一八六〔林茂美家文書〕読点筆者、以下同)

なお、同じ『坂戸市史・近世史料編Ⅱ』に収められた
嘉永五年三月一七日付・坂戸村名主発行豆州根府川関所
宛の「差上申一札之事」(一九一〔浅見央家文書])でも
文面に変化はなかった。

(10) 渡辺和敏「江戸幕府の関所制度の確立と機能——特に箱
根関所を中心として」『日本歴史』第三〇九号、一九七四
年二月。下りの検閲なしは今切関所の存在によるだろう。

(11) 既掲、五十嵐氏著書2、第八章・関所改。

(12) いずれも『群馬県史 資料編9 近世1』(群馬県、一九
七七年六月)より。それぞれ史料番号は、元禄二(一六
八九)年規定が四八四、明和六(一七六九)年規定が四
九〇。なお元禄二年規定に「手負あやしき者」が通れば
捕らえ置くことの記載はある。

(13) 既掲、五十嵐氏著書2、第八章・関所改。

(14) 既掲『群馬県史 資料編9 近世1』四八四・四九〇。

(15) この点については、いずれ稿を改め詳述したい。

(16) ちなみに五十嵐氏著書1では、関所手形を次のような構成要素に分解する。それぞれ、旅人の人数・旅の目的・旅の目的地・関所を無事通行させて欲しい旨の希望・手形発行者・発行年月日・関所名、の七つである。

(17) 新城常三「新稿社寺参詣の社会经济史的研究」(塙書房、一九八二年五月)は、各地からの伊勢参宮の参詣者数(第九章第一節)や四国遍路者数(第八章第二節)を考察している。同書によれば、例えば明和八(一七七二)年と文政一三(一八三〇)年には「お蔭げ参り」の流行があり、また四国遍路者数の変遷例として地元四国の愛媛小松藩の場合を挙げ、「宝暦、明和から安永にかけて相当数を数え…(中略)…:天明の飢饉で一時落ちこみ、寛政以降再び上昇し、文化・文政の初めにかけてピークとなる。それから天保飢饉をはさみ、天保後半期から嘉永六年ごろまでが次のピークとなる。その後、安政五年ごろの幕末動乱期にやや減少する」という。特に四国遍路の参詣者数の変化は、そのまま全国的な傾向としないとはいえ、ほぼ往来手形の件数変化の特徴に対応する。このことは、往来手形によって可能な移動形態や往来手形発行の理由・目的(後述)が実現されていた、というこ

との一つの証拠として挙げられよう。

(18) 長期間の参詣として、伊勢参宮後に金毘羅参詣や四国・西国順礼などを行なうコースは、しばしば採られうる。

(19) 湯治ならば出村動機に参詣と共通する場合があり(「病身二付」といった表現等)、商売は各所の得意先を回る等の可能性から長期間広域の参詣の行動に類似する。参詣の出村が長期間広域の移動を含み込んで代表しうる点は興味深い。

(20) 既掲「東海道中膝栗毛(上)」初編。引用箇所は省略。先に引いた関所手形を受ける場面は、すぐ後に続く。

(21) 信濃国佐久郡平原村小林七左家文書(同家蔵)F五九九。寺院のみが差出となっている例は他に多数見出せるが、取えて名主の奥書のある例を選んだ。このような場合、先の表では寺院を発行主体と判断し、記載順などは寺院署名の方の本文を優先した。文中「」は、原文書での改行位置を示し、体裁を想像する目安として筆者が必要と判断した場合のみ付した。

(22) 荒井貢次郎「往来手形と賤民哀歌」(石井良助編「近世関東の被差別部落」(明石書店、一九七八年九月)所収)による。村鑑の年代は不明だが、近世後期であろうか。

(23) 既掲「近世農政史料集3・旗本領名主日記」「諸色覚日記
二」明和五年より。

(24) 信濃国佐久郡下海瀬村土屋家文書(国立史料館蔵)三五
六四、一部。

(25) 前掲土屋家文書三五六五―二。周作が諸国神社仏閣拝札
へ出る際、兄休平と組合親類二名が村役人宛てた一札。

(26) 例えば、「関ヶ原町史 史料編三」(関ヶ原町、一九七八
年三月)八行旅・二六九、関ヶ原諸事留書一〇には、文
政一三年十二月付関ヶ原村三治の往来手形控の後に「上
書往来手形沓通 右之通親類文蔵出願致候間、願之通送
り差出し候、親類文蔵江十二月廿一日相渡ス」と記され
ている。

(27) それぞれ懸紙は、既掲小林七左家文書F二四六・文化一
五(一八一八)年正月付越前国坂井郡女谷村法岳寺且那
惣右衛門往来手形、同前F三七六・天保一三(一八四二)
年一二月付武蔵国埼玉郡上川俣村勇吉往来手形より。

(28) 信濃国佐久郡矢島区有文書(五郎兵衛記念館蔵)C七一
三〇。

(29) 既掲荒井氏「往来手形と賤民哀歌」。

(30) 前掲荒井氏「往来手形と賤民哀歌」。なお、同氏の論致は、

管見の限り往来手形と行倒時の扱いについて詳しく取り
上げた唯一の成果であるろうが、氏の関心は往来手形自体
の意味よりも手形のない旅人が賤民の一種である非人同
様に扱われる点にあり、その悲哀性を述べている。

(31) 既掲土屋家文書二四。

(32) かつて筆者は、共同体において参詣による出村の持つ意
味について賤民の場合を考察したことがある(「近世被差
別民の「参詣」について」「水と村の歴史」第九号、一九
九四年七月)。百姓の場合は稿を改めて論ずるつもりであ
る。

(33) 本来、領主側が村々に対し入村者・出村者へどのような
注意を促していたか、ということ全般についても言及す
る必要があるろうが、いま敢えて行論上これを省く。なお
かつて筆者は近世における行路病死人処理システムにつ
いてごく簡単にまとめたことがある(「五郎兵衛新田村行
路病死人関係史料」「水と村の歴史」第八号、一九九三
年七月)前文。

(34) 元禄元年令は「徳川禁令考・前集」第六(創文社、一九
五九年九月)・三五三三より。

(35) 「茨城県史料Ⅱ近世社会経済編Ⅱ」(茨城県、一九七六年

三月）八九。

- (36) 『庄原市史（近世文書編）』（庄原市、一九八〇年三月）三五四頁。

- (37) 『野田市史料集・第一集』（野田市役所、一九六六年二月）八四。包紙「御金印」とあり。

- (38) 『御触書寛保集成』（岩波書店、一九三四年一月第一刷・一九七六年九月第三刷）道中筋之部二二八七。

- (39) 前掲『御触書寛保集成』道中筋之部二二八八。
- (40) 武蔵国秩父郡大野村森田家文書（埼玉県立文書館蔵）五八九八。ほぼ同文で大野村側案文と思しき文書に同家文書五九三〇がある。

- (41) 『御触書天明集成』（岩波書店、一九三六年八月第一刷・一九七六年二月第三刷）道中筋之部二四三八。

- (42) 安藤正人「近世初期の街道と宿駅」『講座・日本技術の社会史 第八巻／交通・運輸』（日本評論社、一九八五年六月）所収。古島敏雄「信州中馬の研究」伊藤書店、一九四四年二月（後『古島敏雄著作集』第四巻（東京大学出版会、一九七四年二月）所収）など。

- (43) とはいえ身元保証の機能が失われるわけではないことは、史料五に明らかである。

- (44) 『牧民金鑑・下巻』（刀江書院、一九六九年四月）第二〇。検使、七一〜七二二頁。

- (45) 『日本財政経済史料・巻九』（財政経済学会、一九二三年三月）交通之部二第一・駅伝、四二七頁。

- (46) 坂本忠久「天保改革の無宿野非人旧里帰郷令とその廃止——追放刑改正問題との関連を中心に」（『日本史研究』第三四六号、一九九一年六月）など。

- (47) 『徳川禁令考・前集』第六（創文社、一九五九年九月）・四〇三七など。

- (48) 例えば『新修稲沢市史・資料編十一 近世・地方二』（新修稲沢市史編纂会事務局、一九八七年三月）萩須家文書六五は、天明から明治までの諸証文や一札類を収める記録だが、その表紙には「永代証文之記帳・村送り一札記帳・寺送り一札記帳・往来送り一札記帳、惣庄屋次右衛門扣帳」とある。あるいは証文類の外形的類似も影響しているかもしれない。

往来手形出典一覧表

No.	出典
1	〔茨城県史料 近世社会経済編Ⅱ〕(茨城県、1976年3月)、p.310.89~90
2	〔神奈川県史 資料編9 近世(6)〕(神奈川県、1974年3月)、p.372 (252)
3	〔岐阜県史 史料編 近世7〕(岐阜県、1971年3月)、pp.501-503 (114-2)[3][5][6]
4	〔群馬県史 資料編13 近世5〕(群馬県、1985年、2月) pp.650-651 (305)
5	〔鳥取県史 第8巻 近世資料〕(鳥取県、1977年9月)、p.131.上 (66)
6	〔長野県史 近世史料編〕第二巻(二)/東信地方(長野県史刊行会、1979年2月)、p.199(656) ; 同第六巻/中信地方(長野県史刊行会、1979年12月)、pp.581-582.p.654(416.417.466)
7	〔新潟県史 資料編10 近世五 流通編〕(新潟県、1984年3月)、pp.466-467 (107)
8	〔福井県史 資料編7 中・近世五〕(福井県、1992年3月)、p.105.上 (大野市8-5)
9	〔福岡県史 近世史料編/福岡藩御用帳(一)〕(西日本文化協会、1988年12月)、pp.110-111
10	〔厚木市史 近世史料編(1) 社寺〕(厚木市、1986年8月)、pp.549-550 (289)
11	〔新修 稲沢市史 資料編十一 近世 地方 二〕(新修稲沢市史編纂会事務局、1987年3月)、p.452 (萩須家文書65)
12	〔太田市史 史料編 近世2〕(太田市、1979年3月)、p.387 (260)
13	〔尾花沢市史資料第八輯 宿駅・交通関係資料集〕(尾花沢市史編纂委員会、1982年3月)、p.9 (2-1[5])
14	〔川口市史 近世史料編 I〕(川口市、1985年3月)、p.937 (259)
15	〔草津市史 第六巻〕(草津市役所、1991年9月)、p.513 (4-24)
16	〔郡山市史 第八巻 資料(上)〕(郡山市、1973年11月)、p.558 (154)
17	〔坂戸市史 近世史料編 I (坂戸市、1987年)、pp.599-600 (223) ; 同 II (坂戸市、1991年)、pp.673-675 (187.189.190)
18	〔庄原市史 〈近世文書編〉〕(庄原市、1980年3月)、p.354.p.370,pp.354-355,pp.367-369
19	〔珠洲市史 第三巻=資料編/近世古文書〕(石川県珠洲市役所、1978年8月)、p.34.上 (20)
20	〔千葉市史 史料編 2〕(千葉市、1977年3月)、p.211.p.518 (2-1-53.2-8-110)
21	〔豊島区史 資料編一〕(東京都豊島区、1975年3月)、p.190 (39)
22	〔豊川市史 中世・近世史料編〕(愛知県豊川市役所、1975年3月)、pp.564-565 (206.207)
23	〔豊橋市史 第七巻〕(豊橋市、1978年2月)、pp.946-947 (342.343)
24	〔成田市史近世編史料集三 産業・文化〕(成田市、1984年3月)、pp.183-184 (106.107)
25	〔韭崎市誌・資料編〕(韭崎市誌編纂委員会、1979年3月) p.513.p.521 (12-6-18)
26	〔野田市史料集・第一集〕(野田市役所、1966年12月)、pp.128-129 (84.85)
27	〔浜北市史 資料編 近世Ⅱ〕(浜北市長森島宏光、1992年3月)、p.543 (27)
28	〔東松山市史 資料編第3巻/近世編〕(東松山市、1983年3月)、pp.218-219 (224.225)
29	〔日野市史史料集 近世2 社会生活・産業編〕(日野市史編さん委員会、1979年12月)、pp.146-147 (67.69)
30	〔藤井寺市史 第五巻 史料編三〕(藤井寺市、1982年3月)、pp.383-385 (8交通-3~5)
31	〔保谷市史 史料編2 近世(2)〕(保谷市史編さん委員会、1986年3月)、p.289.p.351 (285.347)
32	〔本荘市史 史料編Ⅳ〕(本荘市、1988年3月)、pp.606-609 (223~229)
33	〔美濃市史 史料編〕(美濃市、1979年9月)、pp.386-387
34	〔八日市市史第六巻 史料Ⅱ〕(八日市市役所、1986年3月)、p.409 (2-1[1])
35	〔与野市史 中・近世史料編〕(与野市長白鳥三郎、1982年4月)、p.821.p.834,pp.853-855 (245.253.261.262)
36	〔渥美町史 資料編 下巻〕(愛知県渥美郡) 渥美町、1985年3月) p.2 (五、交通1)
37	〔神岡町史 史料編・下巻〕(岐阜県吉城郡神岡町、1976年11月)、pp.1261-1263 (六、往来手形)
38	〔上牧町史〕(上牧町役場、1977年12月)、pp.256-257

77	上田市立博物館常設展示文書「往来手形」、桂道太郎氏出品
78	信州佐久郡桑山村松沢達雄家文書 (五郎兵衛記念館蔵) H5
79	信州佐久郡五郎兵衛新田村柳沢家文書 (学習院大学史料館所有、五郎兵衛記念館蔵) D110-3,I46,I49-1,I60,I63-1,I95,I99,M29-1~2,冊追加4991
80	信州佐久郡相浜村碓氷文良家文書 (五郎兵衛記念館蔵) G43,G45,G63
81	信州佐久郡平原村小林家文書 (同家蔵) F246,F303,F338,F365,F376,F599,F629,F659,F1103
82	信濃国佐久郡下海瀬村相馬家文書 (国立史料館蔵) 1201
83	信濃国佐久郡下海瀬村土屋家文書 (国立史料館蔵) 3564,3565-1,3579,3581
84	信濃国佐久郡御馬寄村町田家文書 (国立史料館蔵) 802
85	大和国吉野郡中増村文書 (国立史料館蔵) 265
86	武蔵国埼玉郡横根村吉田 (実) 家文書 (埼玉県立文書館蔵) 1136
87	武蔵国埼玉郡大塚村松岡家文書 (埼玉県立文書館蔵) 3818,3819,3995
88	武蔵国榛沢郡北根村宇野家文書 (埼玉県立文書館蔵) 1100,1463
89	武蔵国足立郡羽貫村加藤家文書 (埼玉県立文書館蔵) 1091
90	武蔵国足立郡小針内宿村平川家文書 (埼玉県立文書館蔵) 1586
91	武蔵国足立郡大門宿会田家文書 (埼玉県立文書館蔵) 759,3624,4440
92	武蔵国多摩郡乞田村佐伯信行家文書 (同家蔵) 300,312
93	武蔵国多摩郡寺方村佐伯家文書 (国立史料館蔵) 258
94	武蔵国多摩郡上和田村柚木幹夫家文書 (同家蔵) 48
95	武蔵国多摩郡落合村小林正治家文書 (同家蔵) 212
96	武蔵国多摩郡連光寺村富澤家文書 (国立史料館蔵) 318
97	武蔵国大里郡甲山村根岸家文書 (埼玉県立文書館蔵) 2060
98	武蔵国秩父郡上名栗村町田家文書 (学習院大学史料館蔵) I46-2,3 (旧6568,旧6385)
99	武蔵国秩父郡太田部村新井家文書 (埼玉県立文書館蔵) 2012,2648
100	武蔵国秩父郡大野村森田家文書 (埼玉県立文書館蔵) 4545,4998,6553,6595,7742
101	武蔵国薮羅郡中奈良村野中家文書 (埼玉県立文書館蔵) 54,375

附、出典毎件数散布

件数	出典	件数計1	割合1	出典実数	件数計2	割合2
1	54	54	25.71%	115	115	54.76%
2	25	50	23.81%	18	36	17.14%
3	7	21	10.00%	4	12	5.71%
4	5	20	9.52%	3	12	5.71%
5	4	20	9.52%	2	10	4.76%
6	3	18	8.57%	1	6	2.86%
7	0	0	0.00%		0	0.00%
8	1	8	3.81%	0	0	0.00%
9	1	9	4.29%	1	9	4.29%
10	1	10	4.76%	1	10	4.76%
合計	101	210	100.00%	145	210	100.00%
平均	1つにつき	2,0792		1つにつき	1,4482	

※「件数」は、往来手形の件数の階級値である。

「出典」とは、自治体史などにまとめられたレベルの出典を示し、

「出典実数」とは、原文書群レベルでの出典を指す。

「件数計1」「件数計2」は、それぞれ出典毎・出典実数毎の件数を示す。

「割合1」「割合2」は、それぞれ出典毎件数・出典実数毎件数の全体に占める割合を示す。

- 39 『郡上八幡町史 史料編』幕府領・旗本領地方史料(八幡町、1987年3月)、p.485,pp.488-489 (207-3,12~14) ; 同地方史料(上)(八幡町、1988年)、pp.789-790 (189-1~3)
- 40 『熊野町史 生活史/資料/年表編』(熊野町、1989年3月)、p.455,p.457 (40,43)
- 41 『小見川町史 史料編』第一集(小見川町長高岡桑治、1985年3月)、p.262 (14-209) ; 同第三集(小見川町長春日吉五郎、1987年3月)、p.181 (10-197)
- 42 『蔵王町史・資料編Ⅱ』(宮城県刈田郡蔵王町、1989年3月) p.824 (8)
- 43 『七ヶ宿町史・資料編』(宮城県刈田郡七ヶ宿町、1978年12月) pp.226-227
- 44 『白井町史 史料集Ⅲ』(千葉県)白井町、1992年3月)、p.244,p.756 (1-52,14-6)
- 45 『城山町史 2 資料編 近世』(城山町、1990年3月)、p.719 (283)
- 46 『関ヶ原町史 史料編 3 宿駅関係』(関ヶ原町、1978年3月)、pp.974-975,p.980 (269,274)
- 47 『寺泊町史 資料編2/近世』(寺泊町、1990年3月)、pp.803-804 (54)
- 48 『豊能町史 史料編』(大阪府豊能郡)豊能町、1984年)、p.472 (186)
- 49 『益子町史 第三卷 近世資料編』(益子町、1987年3月)、pp.352-353 (4-1-6~8)
- 50 『皆野町誌 資料編二 中近世文書』(皆野町、1980年)、p.216,下
- 51 『壬生町史 資料編近世』(壬生町、1986年3月)、p.869,上 (59)
- 52 『寄居町史 近世資料編』(寄居町教育委員会、1983年3月)、pp.410-412 (225-228)
- 53 『明方村史 史料編 下巻』(明方村、1983年3月)、pp.457-461 (391-3,5~10,12-13)
- 54 『印旛村史 近世編史料集Ⅲ』(印旛村、1980年5月)、p.409,p.413,pp.416-417,p.422,p.423 (交通[4,8,12,15,17])
- 55 『王滝村誌 資料編』二(埼玉県秩父郡王滝村、1972年8月)、pp.252-253 ; 同八(埼玉県秩父郡王滝村、1982年3月)、p.485 (上)
- 56 『河野村誌 資料編二』(福井県南条郡河野村、1983年10月)、p.482 (11-8)
- 57 『武州高麗郡中山村記録』(智観寺)中藤栄祥、1966年12月)、pp.237-238 (四-2)
- 58 『東吉野村史』史料編上巻(東吉野村教育委員会、1990年10月) pp.344-345、人口・移動関係
- 59 『三芳村史編纂資料 Ⅱ』(千葉県安房郡)三芳村、1981年6月)、p.274 (16)
- 60 『本笠村史・史料集近世編 3 龍腹寺村関係文書』(本笠村史編さん委員会、1979年3月)、pp.411-415 (118~127)
- 61 『岩手の古文書』(財団法人岩手県文化振興事業団、1989年3月) pp.159-161、第2部29
- 62 奥田家文書研究会編『奥田家文書 第十五巻』(大阪府同和事業促進協議会・大阪部落解放研究所、1976年4月)、pp.214-215,p.293 (2511,2514)
- 63 『近世農政史料集3 旗本領名主日記』(吉川弘文館、1972年1月)、pp.225-226
- 64 八王子市郷土資料館編『特別展 甲州道中を旅する』(八王子市教育委員会、1992年11月)、p.38、図版『往來手形(新野哲雄氏蔵)』
- 65 『鈴木家文書 第四巻』(埼玉県同和教育研究協議会、1978年10月)、pp.452-456 (969,970,972,974)
- 66 荒井貢次郎『往來手形と賤民哀歌』『近世関東の被差別部落』(明石書店、1978年9月)所収、pp.552-553
- 67 五十嵐富夫『近世関所制度の研究』(有峰書店、1975年10月)、pp.517-519
- 68 『日本古文書学講座 第7巻 近世編Ⅱ』(雄山閣、1979年1月)、pp.174-175 (五十嵐富夫氏執筆分)
- 69 五十嵐富夫『近世関所の基礎的研究』(多賀出版、1986年11月)、p.2,pp.552-553
- 70 生駒勘七『通行手形にみる木曾の女性と旅』(『信濃』33-11、1981年11月)、p.88
- 71 近藤恒次『東海道新居関所の研究』(橋良文庫、1969年5月)、pp.114-115,pp.166-168
- 72 深堀達雄『徳武家文書に見られる普光寺参りで行列』(『長野』169号1993-3、1993年5月)、p.11上
- 73 真野俊和『旅のなかの宗教 巡礼の民俗誌』(日本放送出版協会[NHK7'7カ364]、1980年3月)、p.53
- 74 伊予国伊予郡上野村玉井家文書(国立史料館蔵) 1054
- 75 越後国頸城郡岩手村佐藤家文書(国立史料館蔵) 4100,5012
- 76 駿州駿東郡須走村須走区有文書151